

## 平成31年度 佐賀県事業者育成支援事業業務委託仕様書

### 1 業務名

平成31年度 佐賀県事業者育成支援事業業務

### 2 業務目的

公益財団法人佐賀県地域産業支援センターさが県産品流通デザイン公社(以下、「公社」という)」においては、県内食品関連事業者を対象に集合セミナーや佐賀県特産品商談会の開催、また大手卸を通じた販路開拓の支援など、大都市圏での販売支援を行っている。

県内食品関連事業者に対し、売り先を見据えた商品ブラッシュアップや新たな販路開拓への取組み方等を重点的に専門的見地から支援することで、県内事業者の意識改革、経営スキルの向上、商品開発意欲の促進等を図る。

また、支援した事業者の商品や成功事例を併せて周知することで、販売力を高める成功モデルを創り出すことを目的とする。

### 3 業務摘要

県内食品関連事業者を対象に、育成支援セミナー等を開催し、5社程度を重点支援企業として選定し、次の業務を通じて経営力向上や競争力強化を支援する。

各支援メニューについては、各々を単発的に実施するのではなく、参加事業者や実施時期、各支援メニューを相互にリンクさせ、より効果的な取組みとなるように企画・運営すること。

また、選定事業者に対し、各支援の趣旨や内容を事前に十分に説明し理解を得ること。

#### (1) 【H31年度のみ】事業者育成支援セミナー開催業務 ※全事業者対象

事業者が展示商談会において成果を上げるなど、大都市圏での継続的な販売を行うために、商品開発の手法や流通マーケティングの基本的知識やノウハウ等を学ぶためのセミナーを開催する。

① 開催回数 3回以上

② 参加対象 全ての県内食品関連事業者

③ 開催時間 2時間程度／1回あたり

④ その他

- ・第1回は事前セミナーとし、セミナーとともに事業説明を実施する。第2回以降は個別テーマに沿った開催とする。
- ・セミナーは事業者が継続して参加することを考慮した日程と内容とし、講師から出された課題に対する参加者の進捗管理等を実施する。
- ・実施後は、参加者の満足度等のアンケートを行うことにより業務の効果を分析し、適宜業務内容に反映すること。

#### (2) 【H31年度のみ】選定事業者決定のための選定会開催 ※全事業者対象

事前セミナーを開催した後日に、選定事業者決定のための審査会を開催する。

なお、応募対象者や応募条件等について、次のように想定している。

① 応募対象

県内加工食品事業者（製造・加工・販売者に限る）

② 応募条件及び審査方法

受託者と協議の上、決定

- ③ 選定事業者 5社程度
- ④ その他

選定事業者や商品は、カテゴリが偏らないように十分留意すること。

(3) **【H31年度・次年度共通】**販路コーディネート業務 ※選定事業者対象

選定事業者に対し、日常かつ継続的に既存商品のブラッシュアップや販路開拓等の取組みを支援する。

① 支援内容

- ・食品関連業界や商流などに精通しているほか、関係者との幅広いネットワークを有する受託者（コーディネーター等）が、通年にわたってパッケージデザインや商品規格書作成等へのアドバイス等を行う。
- ・選定事業者に対し、本事業期間内を通じて継続的にフォローアップを行い、進捗管理を実施すること。

② 専門家派遣

- ・商談資料の作成や商品画像の撮影など、商品開発に係る特定の項目についての指導・助言を希望する事業者に対し、1回ないし2回専門家を派遣して支援を行うこと。
- ・専門家は、食品バイヤーや専門家、デザイナー等が一体となって、商品の価値を高める支援や売れる商品となる支援を実施する。

③ その他

- ・選定事業者、専門家及び公社との連絡調整を行い、派遣日程の確定及び選定事業者の進捗状況を管理すること。
- ・公社は、専門家派遣中の不慮の事故や災害に対して、一切の責任を負わないものとし、受託者の責任で対応すること。
- ・上記、取組支援の年度間の業務配分については、企画コンペにおいて提案を求める。

(4) **【H31年度のみ】**個別商談会 ※全事業者対象

大都市圏の食品バイヤーを招へいた事前マッチング制による個別商談会を開催することで、県内事業者のさらなる販路開拓を図る。

① 開催日及び回数、開催場所

- ・開催日及び回数 特産品商談会の同日開催と他1回以上の開催
- ・開催場所 佐賀市内

② 招へいバイヤー数

- ・各回5名程度（高質スーパー、量販店、百貨店、生協等）

③ 参加費

- ・選定事業者以外は商談数に応じた参加費を負担する。選定事業者は参加費を免除する。

④ その他

- ・選定事業者は優先的にマッチングを行う。
- ・商談25分、休憩5分程度を想定とする。

(5) **【H31年度・次年度共通】**テストマーケティング・販路開拓業務 ※全事業者対象

ブラッシュアップ商品は、大都市圏の食品バイヤーと協働し、テストマーケティングを行う。選定事業者以外の商品については、審査会を経て参加可能とする。

- ① 大都市圏販売網においてテストマーケティングを実施し、継続的な販路に向けた調査を行

う。

- ② ①に基づく実際の販売、試食会の内容を事業者へフィードバックし、商品ブラッシュアップ案を作成する。
- ③ テストマーケティングの実施にあたり、商品選定の審査会を開催する。

(6) 【次年度開催】成果発表 ※全事業者対象

本事業が、新たな商品の開発や販路開拓をめざす企業のビジネス化の促進につながるよう、選定事業者が成果発表を行う機会を設けるものとする。

なお、開催場所等については、次のように想定している。

- ① 開催場所 佐賀市内
- ② 参加対象者 県内食品加工事業者、関係機関等
- ③ 開催日及び時間 公社と受託者が協議の上、決定

4 業務実施体制

- (1) 業務の履行にあたり、効果的かつ効率的な業務実施体制を整えること。
- (2) 専任者を充てる必要はないが、本業務を優先的に行える人材を充てること。
- (3) 公社や支援対象事業者からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。

5 成果物

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物として公社へ提出すること。

- (1) 実績報告書（紙媒体、データ）
- (2) その他公社と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

6 その他

- (1) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、公社と受託者の協議により公社が認めたときは、この限りではない。  
なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ公社に対して、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、承認を得ること。
- (2) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、公社の定める「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター個人情報保護規程」を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては公社と十分に協議し、公社の了承を得て行うこと。
- (4) 仕様書について疑義が生じた場合については、公社と受注者が協議して定めるものとする。